



令和5年2月24日

治療材料券・治療材料費請求明細書の誤送付

羽曳野市保健福祉部生活福祉課において、治療材料券・治療材料費請求明細書を誤って別の業者に送付したことが判明しましたので、ご報告いたします。

概要	令和4年10月4日に当市において生活保護を受給中である市民（Aさん）より電話連絡にて眼鏡を作成したいとの相談を受け、眼科医にて給付要否意見書及び処方箋の作成が必要である旨を生活福祉課担当職員が説明し、Aさんの希望した眼科医に給付要否意見書用紙を送付した。のちに眼科医より給付要否意見書及び処方箋が当市に返送され、それをもとに当市の囑託医の確認を取り、治療材料券・治療材料費明細書を作成したがその際、本来送付すべき業者（B眼鏡店）とは違った業者（C眼鏡店）を記載してしまい誤送付した。その後、令和5年2月15日に業者（B眼鏡店）より治療材料券・治療材料費請求明細書が届いていない旨の電話連絡があり、確認したところ誤送付が判明したものです。
漏洩した個人情報	「住所・氏名・生年月日・傷病名」各欄の記載情報
対応	○誤送付判明当日（15日）に、本来送付すべき業者（B眼鏡店）に連絡のうえ説明を行い謝罪し、早急に治療材料券・治療材料費明細書を送付することで、了承を得た。 ○誤送付判明当日（15日）に、誤って治療材料券・治療材料費明細書を送付した（C眼鏡店）に連絡のうえ、説明を行い謝罪し、誤送付した治療材料券・治療材料費請求明細書の返却について了承を得た。その後、誤送付した治療材料券・治療材料費明細書を業者（C眼鏡店）から回収し、誤って支払った眼鏡代についても、返納手続きを行った。 ○誤送付判明当日（15日）に、眼鏡を作成された生活保護受給者中である市民（Aさん）に連絡のうえ、説明を行い謝罪し、了承を得た。
原因	誤送付を行ってしまった担当職員は、ケースワーク業務だけでなく、医療担当業務も兼任しており、ケースワーク業務の担当再編成後すぐの事案であることから業務多忙につき事務作業が不十分になったものと考えられる。また、送付前に他の職員のチェックを受けなかったことから、送付先を誤ってしまったものです。
再発防止	今回の事案を受けて、生活福祉課内において個別で発送処理をするあらゆる

	る公文書について、発行時と発送時での二重チェックの徹底を図ります。
コメント	<p>(保健福祉部長)</p> <p>このような事態を招いたことを重く受け止め、あらためて深くお詫び申し上げますとともに、個人情報に記載された書類を送付する際の確認などについて指導を徹底し再発防止に取り組めます。</p>
問合せ	<p>保健福祉部生活福祉課</p> <p>Tel 072-958-1111</p> <p>内線 1130</p>